

養育費等に関する申告書の記入要領

1 この申告書の目的・趣旨

この申告書は、前年に前夫又は前妻から養育費を受け取っているのかどうか、さらに受け取っている額を確認するためのものです。

2 養育費について

(1) 前夫（児童扶養手当の支給対象となっている児童の父。以下同じ。）又は前妻（児童扶養手当の支給対象となっている児童の母。以下同じ。）から前年（1月から12月までの1年間をいいます。ただし、1月から9月までの間に請求する人の場合は、前々年をいいます。）に、受給者（母若しくは父）又は児童が受け取った金品その他の経済的利益（以下「養育費」といいます。）がある場合には、その額を記入してください。

(2) 養育費は、児童扶養手当法第9条第2項及び同法施行令第3条により、児童扶養手当制度における所得となりますので、正確に申告してください。

(3) 養育費の合計欄に記入した額を、新規認定請求書、現況届、所得状況届の養育費欄に記入してください。

(4) 前夫又は前妻が複数で、それぞれから養育費を受け取った場合には分けて記入してください。また、「養育費を支払った者」欄にその者の名前等を記入してください。

前夫又は前妻が1人の場合には、「養育費を支払った者」欄は空欄で結構です。

「離婚した年月日」欄には、「養育費を支払った者」欄に記載した前夫又は前妻等と離婚した年月日等、支給要件に該当するに至った年月日を記載してください。

(5) 「養育費」とは、以下の全てを満たしているものです。

- ① 支払の名義人が支給対象児童の父又は母であること。
- ② 受取の名義人が、児童の母又は父及び児童（含む代理人。以下「母等」という。）であること。
- ③ 給付されたものが、金銭又は有価証券（小切手、手形、株券、商品券など）（以下「現金等」という。）であること。
- ④ 父から母（又は母から父）等への現金等の給付が、手渡し（代理人を介した手渡しを含む。）、郵送、母、父等名義の金融機関の口座への振込み等のいずれかであること。
- ⑤ 給付の名目が「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」等、児童の養育に関係ある経費として支払われていること。
(注) 受給者が未婚の母である場合、父親が児童を認知し且つ上記に該当する場合、「養育費」となります。

(6) 次のようなものは「養育費」に含まれません。

- ① 支給対象児童の父以外から支払われたもの、又は父親が監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の母親以外の者から支払われたもの。
- ② 母親、父親又は児童以外の者が受け取っている場合。
- ③ 支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合。
- ④ 支払方法が、母親、父親又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込等の場合。
- ⑤ 慰謝料、財産分与として支払われる場合。